報告・協議 2

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について

このことについて,別紙のとおり報告します。

令和2年4月22日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について

令和2年4月22日 学校経営戦略推進課 学校教育情報化推進課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について,次のとおり報告する。 (*令和2年4月16日時点*)

1 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方に ついて(令和2年4月14日)

- ① 広島県で4月13日に「感染拡大警戒宣言」が行われたこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立って、全ての県立学校において臨時休業を実施することとする。
- ② 学校を臨時休業する場合は、幼児児童生徒の学習機会の確保等について、最大限の配慮をしながら進めることとし、その際には、期間を明示して実施することとする。
- ③ 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとする。

2 学校の臨時休業の状況について

(1) 県立学校

区 分	臨時休業の期間
三次市内及び庄原市内の 学校	令和2年4月13日(月)から5月6日(水)まで
福山市内の学校	令和2年4月15日(水)から5月6日(水)まで
上記3市以外の学校	令和2年4月16日(木)から5月6日(水)まで

(2) 市町立学校

市町名	臨時休業の期間
三次市	令和2年4月13日(月)から5月6日(水)まで
庄原市	令和2年4月14日(火)から5月6日(水)まで
広島市,福山市,江田島市,府中町,海田町,安芸高田市,安芸太田町,北広島町,三原市,尾道市,府中市,世羅町	令和2年4月15日(水)から5月6日(水)まで
東広島市, 熊野町	令和2年4月16日(木)から5月6日(水)まで
吳市, 竹原市, 大竹市, 廿日市市	令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで
坂町, 大崎上島町	令和2年4月20日(月)から5月6日(水)まで
神石高原町	令和2年4月15日(水)から5月8日(金)まで

[※] 広島市については、特別支援学校は4月16日(木)から5月6日(水)まで、その他の学校は4月15日(水)から5月6日(水)まで。

3 臨時休業中における児童生徒の学習機会の確保等について

- 臨時休業中においても、児童生徒の学習機会を確保するため、次の方針のもと、各学校の実情等を踏まえながら適切に対応していく。
 - ・ 全ての児童生徒に、学習指導要領に示される「学力」を身に付けさせる。
 - ・ 学力の定着に加え、学習習慣を身に付けさせる。
 - ・ ICT 環境を整えつつ、ICT 機器を活用した補習や課題の提示・添削等を行う。
 - ・ 主たる教材である教科書に基づき<u>家庭学習を課す</u>とともに、<u>適切な教材を提供</u> するなどの工夫をする。
 - ・ 特に卒業年次の生徒について、<u>個別の進路希望に応じたガイダンス等</u>を適切に 行う。
- 児童生徒の学習指導・支援を行うに当たっては、学校の実態等(学校規模、感染状況等)に応じて、様々な方法を組み合わせて実施する。
- 各学校において、教育の「目標・指導・評価の一体化」を図るとともに、保護者・ 生徒への説明責任を果たすため、シラバスを修正する。
- 県教育委員会は、学校の状況等を適宜把握しつつ、必要に応じて、指導主事等による訪問指導等を行う。